第

2890

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年10月21日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 特例有限会社も株主資本等変動計算書が必要に

Q:会社法施行後は、従来の利益処分(損失処理)案に代えて、株主資本等変動計算書を作成しなければならないそうですが、特例有限会社であっても作成しなければならないのですか?

A:特例有限会社であっても作成しなければなりません。

【解説】

会社法では、決算書類について「株式会社は、法務省令で定めるところより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成しなければならない。」と規定していますが、ここでいう株式会社には特例有限会社(現行の有限会社で会社法施行後も有限会社として存続する会社)も含まれることとなっています。

また、計算書類については、これまでは「貸借対照表、損益計算書、利益処分案又は損失処理案、営業報告書、付属明細書」を作成しなければならないとされていましたが、会社法施行後は「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、付属明細書」

(営業報告書は事業報告に名称変更)を作成 しなければならないとされています。

したがって、特例有限会社であっても株主 資本等変動計算書は作成しなければなりませ ん。

なお、これらの規定は持分会社(現行の合名会社、合資会社及び新設される合同会社) についても同様に適用されます。







